

第3編 ちゅうがくせい 中学生のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
就学援助事業	支給	生活保護を受けている世帯 生活保護を受けていないが、経済的に困難な世帯	市町村教育委員会(中学校)	23
就学奨励費	支給	中学校の特別支援学級に在籍する生徒	中学校	24
生活保護法による扶助費	支給	生活保護法による被保護世帯の子	府保健所、各市福祉事務所	25
修学旅行援助金	支給	京都府の区域(京都市の区域を除く。)に居住する被保護者で、当該被保護世帯に属する中学校の生徒にかかる修学旅行に際して必要な物品の購入を要する者	府保健所	26
母子家庭奨学金等	支給	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者 ・中学生	府保健所	27
交通遺児奨学金等	支給	府内(京都市含む。)に居住する交通事故により親等を失った中学生	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局	28
外国人学校在学者への修学援助費	支給	京都府の区域(市の区域を除く。)に居住する被保護者で、学校法人京都朝鮮学園の設置する中級学校に在学する生徒にかかる修学のための費用の負担を要する者	学校	29
母子福祉資金貸付金	貸付	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、現に児童を扶養している者	府保健所	30

【中学生のために】

よび名（就学援助事業）

事業名	就学援助費
事業主体	国・市町村教育委員会
趣旨・目的	経済的な理由によって、就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品費等の必要な援助を行う。
貸与・支給	支給
対象者	生活保護を受けている世帯 生活保護を受けていないが、経済的に困難な世帯
支給額	支給項目及び支給額等は市町村により異なります。 【要保護者】 修学旅行費・医療費（学校病のみ）等 【準要保護者】 学用品費・通学用品費・校外活動費・通学費・修学旅行費 医療費（学校病のみ）・学校給食費 等
申請時期	年度当初（年度途中の場合は随時）
申請書類	市町村教育委員会が定める申請書及び添付書類
申込先	市町村教育委員会（中学校）
担当課	教育庁指導部学校教育課（TEL 075-414-5838）
備考	認定、支給事務等は市町村教育委員会で行っています。 詳しくは、お住まいの市町村の教育委員会（P.3参照）にお問い合わせください。

【中学生のために】

よび名 (就学奨励費)

事 業 名	就学奨励費		
事 業 主 体	国・市町村		
趣 旨 ・ 目 的	教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学級への就学のため必要な経費について、生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、全部又は一部を支弁する。		
貸 与 ・ 支 給	支 給		
対 象 者	中学校の特別支援学級に在籍する生徒		
支 給 額	学用品費・通学用品費 校外活動費 宿泊を伴う校外活動費 新入学生徒学用品費等 修学旅行費 体育実技用具費	(1年生 年 その他 年 入学時 柔道 剣道 スキー スケート)	11,940円 (支給) 13,025円 (支給) 2,920円 (支給) 11,450円 (支給) 27,950円 (支給) 3,650円 (支給) 25,250円 (支給) 18,150円 (支給) 5,635円 (支給)
	通学費 職場実習交通費 交流学习交通費 学校給食費 拡大教材費		実費 (支給) 実費 (支給) 実費 (支給) 実費の1/2 (補助) 1ページ当たり40円を限度として算定した額の1/2の額 (1冊あたり限度5,000円)
申 請 時 期	市町村によって異なる。		
申 請 書 類	各市町村教育委員会が定める申請書及び添付書類		
支 給 時 期	市町村によって異なる。		
併 給	生活保護法第12条の規定による生活扶助、同法第13条の規定による教育扶助及び就学援助費の援助を受けている場合は除く。		
申 込 先	中学校		
担 当 課	教育庁指導部特別支援教育課 (TEL 075-414-5835)		
備 考	※支給額は国が定めている単価 (H19年度実績) を掲載しているので、市町村によって異なる場合があります。		

【中学生のために】

よび名（生活保護法による扶助費）

事業名	生活保護法による扶助費									
事業主体	京都府・市									
趣旨・目的	生活保護法による被保護世帯の子に対して、義務教育に伴って必要な教科書やその他の学用品、また、学校給食費等を給付する。									
貸与・支給	支給									
対象者	生活保護法による被保護世帯の子									
支給額	<p>【教育扶助費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育扶助基準額</td> <td style="text-align: center;">月4,180円</td> </tr> <tr> <td>教材費・学校給食費・通学費</td> <td style="text-align: center;">実 費</td> </tr> <tr> <td>学級費・PTA会費・生徒会費等</td> <td style="text-align: center;">月740円以内</td> </tr> </table> <p>【生活扶助費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">入学準備金（中学校入学時）</td> <td style="text-align: center;">46,100円以内</td> </tr> </table>		教育扶助基準額	月4,180円	教材費・学校給食費・通学費	実 費	学級費・PTA会費・生徒会費等	月740円以内	入学準備金（中学校入学時）	46,100円以内
教育扶助基準額	月4,180円									
教材費・学校給食費・通学費	実 費									
学級費・PTA会費・生徒会費等	月740円以内									
入学準備金（中学校入学時）	46,100円以内									
申請時期	各福祉事務所等が設定									
申請書類	各福祉事務所等が定める様式									
支給時期	各福祉事務所等が設定									
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、各市福祉事務所にお問い合わせください。									
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）									
備考										

【中学生のために】

よび名（しゅう がく りょ こう えん じょ きん修学旅行援助金）

事 業 名	修学旅行援助事業
事 業 主 体	京都府
趣 旨 ・ 目 的	生活保護法による被保護世帯の中学生の修学旅行準備費に対し援助する。
貸 与 ・ 支 給	支 給
対 象 者	京都府の区域（京都市の区域を除く。）に居住する被保護者で、当該被保護世帯に属する中学校の生徒にかかる修学旅行に際して必要な物品の購入を要する者。
支 給 額	1人当たり 6,800円
申 請 時 期	随時
申 請 書 類	申請書
支 給 時 期	随時
併 給	なし
申 込 先 と 問 い 合 せ 先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）
担 当 課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4558）
備 考	

【中学生のために】

よび名（母子家庭奨学金等）

事業名	母子家庭奨学金等支給事業			
事業主体	京都府			
趣旨・目的	母子家庭の福祉を推進するため、教育又は養育に要する経費を支給する。			
貸与・支給	支 給			
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者 ・中学生			
支給額	43,000円（年額）			
申請時期 及び 支給時期	申請月	区 分	支給対象期間	支 給 日
	4～5月	申請年度の4月1日現在、支給対象者である者	当該年度4月～3月	8月末
		申請年度の4月2日以降、支給対象者である者	申請月の翌月～当該年度3月	
	6～2月	すべての申請者	申請月の翌月～当該年度3月	10月～3月
申請書類	○申請書 ○支給対象者であることの証明 ：母子福祉推進員又は民生・児童委員の証明（申請書中証明欄） 及び市町村長の証明（申請書中証明欄）			
併給	交通遺児奨学金等との併給不可			
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）			
担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） (TEL 075-414-4585)			
備考	毎年度申請が必要です。			

【中学生のために】

よび名（こう つう い じ しょう がく きん とう交通遺児奨学金等）

事 業 名	交通遺児奨学金等支給事業
事 業 主 体	京都府
趣 旨 ・ 目 的	交通事故により親等を失った児童又は生徒に、精神的かつ経済的援助を与え、その健全な育成を図る。
貸 与 ・ 支 給	支 給
対 象 者	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った中学生
支 給 額	43,000円（年額）
申 請 時 期	5月末日（以降は随時受付（ただし、翌年2月末日まで））
申 請 書 類	交通遺児奨学金等支給申請書
支 給 時 期	7月末日 （6月以降に申請の場合は、申請のあった日の属する月の翌月の末日）
併 給	母子家庭奨学金等との併給は不可
申 込 先	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局
担 当 課	府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL 075-414-4367）
備 考	

【中学生のために】

がいてくじん がっ こうざいがくしゃ しゅうがくえんじょ ひ
よび名（外国人学校在学者への修学援助費）

し 事 業 名	要保護者修学援助事業								
し 事 業 主 体	京都府								
しゅう 趣 旨 ・ 目 的	生活保護を受けている日本国籍を有しない者の子の教育の向上を図るため、修学に要する経費について援助する。								
たい 貸 与 ・ 支 給	支 給								
たい 対 象 者	京都府の区域（市の区域を除く。）に居住する被保護者で、学校法人京都朝鮮学園の設置する中級学校に在学する生徒にかかる修学のための費用の負担を要する者								
し 支 給 額	生活保護法の教育扶助等基準額の範囲内で次に掲げるもの <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">基準額</td> <td style="text-align: center;">月4,180円（以内）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学級費等</td> <td style="text-align: center;">月740円（以内）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教材費等 給食費 交通費</td> <td style="text-align: center;">実 費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入学準備金（入学時）</td> <td style="text-align: center;">46,100円（以内）</td> </tr> </table>	基準額	月4,180円（以内）	学級費等	月740円（以内）	教材費等 給食費 交通費	実 費	入学準備金（入学時）	46,100円（以内）
基準額	月4,180円（以内）								
学級費等	月740円（以内）								
教材費等 給食費 交通費	実 費								
入学準備金（入学時）	46,100円（以内）								
しん 申 請 時 期	年1回、各学年毎								
しん 申 請 書 類	申請書、在学証明書								
し 支 給 時 期	随時								
へい 併 給	なし								
もうし 申 込 先	学校								
たん 担 当 課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4558）								
び 備 考									

【中学生のために】

よび名（母子福祉資金貸付金）

事 業 名	母子福祉資金貸付金
事 業 主 体	京都府
趣 旨 ・ 目 的	母子家庭の児童の入学に際して直接必要とする被服・履物等の購入にあてる資金について貸付を行い、修学を支援することにより児童の福祉を増進する。
貸 与 ・ 支 給	貸 付
対 象 者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって現に児童を扶養している者
貸 与 額	就学支度資金 46,100円以内（無利子貸付）
申 請 時 期	入学前（お住まいの地域の府保健所福祉室に申請前に必ず相談して下さい。）
申 請 書 類	申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類・就学通知書等入学のわかる書類等
貸 付 開 始	貸付決定し、借用書等の提出後
連 帯 保 証 人	必要
併 給	
返 済	卒業後6箇月の据置期間後
申 込 先 と 問 い 合 せ 先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）
担 当 課	府保健所福祉室・健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） (TEL 075-414-4585)
備 考	